

第23期定時株主総会の招集に際しての その他の電子提供措置事項

- ① 当行の新株予約権等に関する事項
- ② 業務の適正を確保するための
体制の「決議の内容の概要」
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 計算書類の個別注記表
(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

上記事項につきましては、法令及び当行定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

株式会社SBI新生銀行

当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に従業員等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）について、当行では、「内部統制規程」およびその関連規程等に詳細を定め、取締役会において決議しており、業務執行取締役、執行役員は、自らの所管業務に対する内部統制システムの構築・運用義務を負うとともに、全業務執行取締役、執行役員および従業員がこれに従うことを義務付けております。さらに、取締役会において定期的に内部統制システムの整備状況の確認と内部統制システム構築について基本方針の決定を行うことにしています。その概要は以下のとおりです。

(1) 組織の枠組み

「内部統制規程」において、①現場の業務執行ラインにおける自律的統制機能（一線機能）、現場の業務執行ラインから独立したリスク管理機能及びコンプライアンス機能等の管理機能（二線機能）、並びに内部監査機能（三線機能）を内部統制システムの構成要素とすること、②取締役会は、重大なリスク及び問題を適切に把握し対処するため、二線機能及び三線機能から適時適切な報告を受けるとともに、主要な方針及びコントロールを定期的に検証することを定めております。

(2) 当行の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

当行の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、当行は「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」を定めて、個々の役職員全員が遵守すべきものとしております。

「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」においてはコンプライアンスを尊重する行動の仕方として、顧客の信頼を得るための行動規範、株主等の信頼を得るための行動規範、社会に対する行動規範、より良い企業風土を作るための行動規範、組織の一員としての行動規範、経営者としての行動規範を定め、職務に適用される法令の遵守と諸法令に則った健全な経営システムの確立、違反行為に直面した場合の報告・相談のほか、人権の尊重、働きやすい職場環境の整備、透明かつ公正な意思決定などを求めています。

(3) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

当行の取締役の職務の執行にかかる情報については、その保存媒体に応じ、漏洩等のないよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、当行の監査役の請求に応じて随時提供することとしております。そのほか、当行の取締役および従業員の職務執行に関する情報については、当行が定めた「グループ情報セキュリティポリシー」に従い、管理することとしております。

「グループ情報セキュリティポリシー」では、情報を重要な資産と認識し、情報資産を適切に管理・保護することとしております。

(4) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当行の損失の危険の管理のため、当行は「グループリスクガバナンスポリシー」および「グループリスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。

「グループリスクガバナンスポリシー」では、リスク文化、リスク選好に基づく適切な業務執行、及びリスク管理をリスクガバナンスにおける基本的な構成要素として捉え、それらに関する基本的な考え方と体制に関する基本方針を定めております。「グループリスクマネジメントポリシー」では、主にリスク管理の要素に焦点を置き、当行および当行グループが抱えるリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針を定めており、「マクロアプローチ」（経営機関による資本・資源の配分と評価）と、「規格化された業務管理フレームワーク」（段階的に分散化されたリスク取得承認プロセス）の融合により実践する体制としております。具体的な「業務管理フレームワーク」として、①信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、投資リスクといったリスクの属性区分、②グループリスクポリシー委員会、案件審査委員会、債権管理委員会、グループALM委員会、市場取引統轄委員会、グループ新規事業・商品委員会といったリスクに応じた各種委員会組織の組成・目的・使命・機能、ならびに③審査総括担当役員が担当する部署及びグループリスク担当役員が担当する部署の機能・役割と責任等を規定しております。

また、大規模な災害、事故その他の当行事業活動に対する中断事由が生じた場合に備えて、グループ業務継続体制管理委員会を設置、業務継続体制に関する各種規程を定め、重要業務を継続し、お客さまや社会に対する責務を最大限遂行するための体制を確保することとしております。

- (5) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当行は、日常の業務執行の機動性・効率性を確保するため執行役員制度を採用しております。具体的には、業務運営の基本単位を「部」とするとともに、代表取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員が各部を担当し、総括担当役員および担当役員を中心に「業務執行規程」に従い、それぞれが管掌する業務執行機能を担うことで、効率的かつ適切な経営体制の実現を図っております。

「業務執行規程」には、業務執行取締役、執行役員の選任・解任の基準のほか、法令等の遵守、善管注意義務・忠実義務、競業禁止義務、利益相反行為の禁止、取締役会への報告義務、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある場合の対応、職務執行にかかる情報の保存および管理、さらに代表取締役社長が業務執行に関する決定を行う機関として業務執行取締役、総括担当役員及びグループ本社の担当役員等からなるグループ経営会議および経営会議の設置、業務執行取締役、執行役員の職務権限と責任など、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基本的な事項を規定しております。

- (6) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号）

当行全体の経営方針やビジネスプランおよびリスク管理やコンプライアンス態勢と整合性を持った業務運営を確保するため、各子会社・関連会社の主管部を定めるとともに、グループ本社の専門セクションが中心となり各子会社・関連会社の経営全般の指導・管理を行う体制を構築しております。そのほか、当行の子会社・関連会社の経営指導・管理は当行の「子会社・関連会社ポリシー」および「グループ本社組織管理規程」に従って行われます。

「子会社・関連会社ポリシー」は、①子会社・関連会社の自主性の発揮をサポートすると同時に当行全体の戦略や方向性との整合性の確保、②各社の業務規模及び特性に応じたリスク管理や事務の実行、業務効率化の指導、③子会社・関連会社としてのファイアーウォール等を含めた規制やコンプライアンスの遵守、レピュテーションの維持、適切な内部統制の確立という子会社・関連会社の管理の3つの責務を明示し、当行グループ価値の極大化を図ることをその目的とし、ビジネス所管部署、ガバナンス管理部署および専門セクションをはじめ行内の関連各部署の役割と責任、グループ経営会議での承認事項、子会社・関連会社の責務、子会社・関連会社にかかる当行役職員の責務、その他当行役職員の責務等、子会社・関連会社の経営指導・管理に関して規定しております。

「グループ本社組織管理規程」は、グループ本社の能率的な運営を図ることをその目的とし、グループ本社組織化の基本原則、業務組織、事務分掌、グループ本社及びグループ会社との関係、構成員、職位、任務及び職務権限などグループ本社の業務運営に必要な組織及び組織管理に関する基本的事項を規定しております。

- (7) 当行の監査役の職務を補助すべき従業員、および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、同3号）

当行は、当行の監査役の監査の補助のために監査役室を設置し、同室所属の従業員を監査役の職務を補助すべき従業員（「職務補助者」）として定めております。職務補助者は監査役の指揮命令に従い、その業務の結果を監査役に対して報告する義務を負うものとしています。

- (8) 前項の従業員の当行の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

監査役室は、当行の監査役に直接報告を行っており当行の各取締役およびその業務ラインからは独立した組織として設置されており、職務補助者の任命・解雇・配転および人事異動等雇用に関する重要事項については、予め監査役会の同意を得ることとしております。また、職務補助者の賃金等の改定も予め監査役会の同意を得ることとしております。

- (9) 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

① 当行の取締役および従業員は、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、そのほか当行取締役会または当行監査役会が定める事項を、当行の監査役に対して遅滞なく報告することとしています。

② 当行の子会社の取締役、監査役、従業員は、当行子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、そのほか当行取締役会または当行監査役会が定める事項を、当行の監査役に対して遅滞なく報告することとしています。

- ③ 前各号の事項について報告を受けた当行の取締役および従業員、ならびに当行の子会社の取締役、監査役および従業員は、当該事項を、当行の監査役に対して遅滞なく報告することとしています。
- ④ 前各号のほか、当行の取締役および従業員、ならびに当行の子会社の取締役、監査役および従業員の当行の監査役に対する内部通報制度及び同制度に基づく報告については、「グループコンプライアンスホットライン手続」に基づき適切に処理することとしております。
- (10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）
前項に該当する報告をした者は、当該報告をしたことを理由として、就業条件その他に関して一切不利な取扱いを受けないものとしています。
- (11) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）
当行は、監査役がその職務の執行について会社法第388条各号に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしています。また、当行の監査役は必要に応じ、法律上認められる範囲内に限り当行の費用において行外の専門家を利用することができることとしております。
- (12) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）
当行の取締役および従業員並びに当行の子会社の取締役、監査役および従業員は、当行の監査役の監査に対して協力し、これを妨げるような行為をしてはならないとしています。
- (13) その他
当行では、取締役会で決議された「SBI新生銀行グループ行動憲章」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然かつ断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げるとともに、反社会的勢力との関係を一切遮断し、排除することを宣言しております。また、金融機関を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性に留意し、マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与の防止に努めることとしております。
- 以上の内部統制システムの実効性を検証するために、グループ監査部は、監査役会および代表取締役社長の承認を経て、取締役会が決定する「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を代表取締役社長および監査役会に対して報告することとしております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 84社

主要な会社名

株式会社アプラス

昭和リース株式会社

新生フィナンシャル株式会社

新生信託銀行株式会社

新生証券株式会社

新生インベストメント&ファイナンス株式会社

UDC Finance Limited

SCIバイアウト2号株式会社他5社は設立により、株式会社クリアパスは株式取得により、エスエルエステート1合同会社は、重要性が増したことから当連結会計年度から連結しております。

また、Citron Limitedは清算終了により、新生インベストメント・マネジメント株式会社は株式売却により、株式会社全国賃貸保証は吸収合併により、株式会社エス・エル・シエラ他1社は重要性が減少したことから、連結の範囲から除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等 51社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他22社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及び子法人等並びにその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社及び子法人等との間に重要な取引がないため、会社計算規則第63条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社又は子法人等としなかった当該他の会社等 7社

会社名

株式会社テクノクラフト

株式会社榮開発

株式会社コモドソリューションズ

I C S株式会社

株式会社T K

株式会社エスコ

株式会社エス・ピーパック

投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有し、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号）第16項の要件を満たしているため、連結計算書類作成にあたり、子会社又は子法人等として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0 社

② 持分法適用の関連法人等 43社

主要な会社名

ニッセン・クレジットサービス株式会社

MB Shinsei Finance Limited Liability Company

新生青山パートナーズ9号投資事業有限責任組合他4社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、SRキャピタル株式会社他4社は清算終了により、あすかコーポレートアドバイザー株式会社は株式売却により、持分法の適用対象から除いております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 51社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他22社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及び子法人等並びにその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社及び子法人等との間に重要な取引がないため、会社計算規則第69条第1項第2号により、持分法の適用対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の適用対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等 0 社

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日	54社
6月24日	1社
9月末日	2社
12月16日	1社
12月末日	25社
1月末日	1社

② 連結計算書類作成にあたり、3月末日以外の日を決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち、4社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、3社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引（その他の複合金融商品に組み込まれたデリバティブのうち、組込対象である現物の金融資産・負債とは区分して管理し、区分処理している組込デリバティブを含む）については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券（債券）については、外国通貨による時価を連結決算日の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額を損益として処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(5) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（借手側のリース資産を除く）

有形固定資産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	4年～20年

また、有形リース資産は、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

② 無形固定資産（借手側のリース資産を除く）

無形固定資産のうち無形資産は、連結される子会社及び子法人等に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、商標価値は定額法、商権価値（顧客関係）は級数法又は定額法、契約価値（サブリース契約関係）は定額法により償却しております。また、償却期間は次のとおりであります。

商標価値	20年
商権価値（顧客関係）	8年～20年
契約価値（サブリース契約関係）	契約残存年数

また、のれん及び2010年3月末日以前に発生した負ののれんの償却については、主として10～20年で均等償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年～15年）に基づいて償却しております。

③ リース資産（借手側）

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「その他の無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定又は財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

当行では破綻懸念先及び要管理先で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。なお、上記の方針に基づきキャッシュ・フロー見積法による引当を行っていた債務者が、その後要注意先となった場合にも、継続して当該方法により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債務者（正常先、要注意先、要管理先）に係る債権については、貸出金等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグルーピングを行っております。一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン及び個人向け商品については主として各々の債務者区分別の平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、プロジェクトファイナンスについては債務者区分別の平均残存期間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、当行及び一部の連結される子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は47,720百万円であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超え、いわゆる出資法の上限金利以下の貸付利率（以下、「グレーゾーン金利」という。）により営業を行っていた貸金業者が、債務者から利息制限法の上限金利を超過して受け取った利息の返還請求に起因して生じる返還額（損失）に備えるために、その必要額を計上するものであります。利息の返還請求は、貸付に関する契約書に債務者が超過利息を含む約定利息の支払を遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする2006年の最高裁判所の判断に基づくもので、一般的に、債務者からの返還請求があれば、利息制限法に定められた上限利率により計算した金額を超えるときはその超過部分（以下、「過払利息」という。）について貸金業者は返還することとなります。

当行グループでは、連結される子会社である新生フィナンシャル、新生パーソナルローン、アプラス及びアプラスインベストメントにおいて、2007年度より新規顧客及び既存顧客の一部について既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行い、2010年6月の改正貸金業法の完全施行により、新規貸付はすべて利息制限法の範囲内の貸付利率で実施しております。しかしながら、過去にグレーゾーン金利での貸付を行っていたことから、債務者からの返還請求に伴って将来生じる過払利息の返還額を見積り、利息返還損失引当金として計上しております。

利息返還損失引当金の算定にあたっては、グレーゾーン金利による貸付金を対象として、新生フィナンシャル及び新生パーソナルローンでは、「過払利息返還の対象となる母集団」（以下、「口座数」という。）に、「当該母集団のうち弁護士事務所及び司法書士事務所の介入等により、将来、顧客から過払利息の返還請求がなされるであろう比率」（以下、「介入率」という。）又は「当該母集団のうち債務者との和解により、将来、顧客へ過払い利息の返還がなされるであろう比率」（以下、「和解率」という。）と1口座当たりの返還請求見込み金額等を、口座数が一定数以下になるまで乗じることにより将来返還が見込まれる額を見積っております。また、アプラス及びアプラスインベストメントでは、過去の返還請求件数の推移から将来の一定期間における返還請求件数を予想し、それに1口座当たりの返還請求見込み金額を乗じることにより、将来返還が見込まれる額を見積っております。

なお、利息返還損失引当金は、将来の利息返還額を合理的に見積ることにより算定されており、その算定における仮定には、過去の利息返還額の発生状況に係る分析に加え、口座数が時効の到来によりどの程度減少するかや過去の介入率、和解率、返還請求件数、1口座当たりの返還請求金額等が将来どのように遷移していくかについての予想が含まれていることから、当該介入率等のインプットについては、直近の実績値に対し必要な補正を加えて将来の予測値としております。

(14) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は退職給付に係る資産として計上）。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（9.68～11.54年）による定額法により按分した額を、主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(15) 重要な収益及び費用の計上基準

① 信販業務の収益の計上基準

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

（アドオン方式契約）

信用購入あっせん（包括・個別） 7・8分法

信用保証（保証料契約時一括受領） 7・8分法

信用保証（保証料分割受領） 定額法

（残債方式契約）

信用購入あっせん（包括・個別） 残債方式

信用保証（保証料分割受領） 残債方式

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

- (イ) 包括信用購入あっせんにおける収益のうち、代行手数料収入及び年会費収入は「④顧客との契約から生じる収益の計上基準」に従って計上しております。
- (ロ) 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。
- (ハ) 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

② リース業務の収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

なお、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末(2008年3月31日)における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結される子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は23百万円増加しております。

③ 消費者金融業務の収益の計上基準

消費者金融専門の連結される子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率又は約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

④ 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき認識しております。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する
- ステップ3: 取引価格を算定する
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益のうち、主としてリテールバンキングセグメントにおける投資信託や保険商品の販売に係る手数料収入、及びアプラスセグメントにおけるペイメント事業の集金代行収入やカード事業(包括信用購入あっせん)の代行手数料収入、並びに昭和リースセグメントにおける中古建設機械等の売却収入については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

また、カード事業(包括信用購入あっせん)の年会費収入については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

(16) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

一部の国内の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっており、国際財務報告基準(IFRS)を適用している一部の在外の連結される子会社及び子法人等については、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しており、ヘッジ手段に関する公正価値の変動額のうち、ヘッジ有効部分はその他の包括利益(「繰延ヘッジ損益」に含めて計上)として認識し、ヘッジ非有効部分は純損益として認識しております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

③ 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

④ 「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりです。

ヘッジ会計の方法・・・繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象・・・金融資産・負債や外貨建金融資産・負債等

ヘッジ取引の種類・・・相場変動を相殺するもの、キャッシュ・フローを固定するもの

(18) グループ通算制度の適用

当行及び一部の国内の連結される子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(追加情報)

当行及び一部の国内の連結される子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、市場における取引価格が存在しない投資信託のうち投資信託財産が金融商品である投資信託の解約等に関して、市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合で、一定の要件に該当するものについては、基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

(未適用の会計基準等)

2023年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設又は改訂について、適用していないものは以下のとおりであります。

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の税金費用の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社・子法人等株式及び関連法人等株式)の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金	118,413百万円
-------	------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当行は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分（正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）を決定し、債務者区分に応じて、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「2. 会計方針に関する事項（7）貸倒引当金の計上基準」に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響については、概ね収束しており、一部の債務者向けの貸出金等の信用リスクに対する影響についてもその範囲は縮小してきているものの、その影響はさらに数年程度続くとの想定をしております。当連結会計年度末において、当該想定に基づき、債務者によってその程度は異なるものの、一部の債務者向けの貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。

こうした仮定のもと、不動産ノンリコースローン（当行の貸出金等に含まれる不動産ノンリコースローンの債務者区分は、対象不動産の評価に基づき決定しており、当該不動産の評価は収入、空室率、割引率等の仮定に基づき算定しております。）の対象不動産のうち、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を強く受けており、その影響が今後も数年程度続く想定する対象不動産について、当連結会計年度末に、足許の状況を踏まえてホテル・商業施設からホテルに変更しております。当該想定に基づき、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を強く受けているホテルについて、直近の稼働状況等も踏まえて将来の収入等に係る推移予測を対象不動産の評価における仮定に反映しております。

また、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を受け業績悪化が継続している個別の債務者について、将来の経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性を評価し、債務者区分を決定するとともに、その債務者区分に応じた貸倒引当金を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響に加え、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む経済環境の変化等の影響により業績悪化が生じた債務者のうち、キャッシュ・フロー見積法による引当を行っている破綻懸念先及び要管理先等の債務者については、将来キャッシュ・フローの見積りにあたり、事業計画等をもとにして必要な調整（将来の不確実性を反映させるための将来キャッシュ・フローの減額及び複数シナリオの設定等）を行い、貸倒引当金を算定しております。

このような債務者の経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性、将来キャッシュ・フローを含む業績見込は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響や昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化による影響を受けるため、見積りの不確実性は高いものとなります。

従って、当連結会計年度末における貸倒引当金の計上金額は、現時点での最善の見積りであるものの、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において貸倒引当金は増減する可能性があります。

2. 利息返還損失引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末時点において、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、利息返還損失引当金の必要額を見積った結果、連結貸借対照表において利息返還損失引当金30,569百万円（内訳は、新生フィナンシャル22,526百万円、新生パーソナルローン1,993百万円、アプラス4,044百万円、アプラスインベストメント2,004百万円）を計上しております。また、連結損益計算書において利息返還損失引当金繰入額1,101百万円（内訳は、新生フィナンシャルにおいて計上される利息返還損失引当金繰入額354百万円、新生パーソナルローンで計上される利息返還損失引当金戻入益42百万円、アプラスで計上される利息返還損失引当金繰入額207百万円、アプラスインベストメントで計上される利息返還損失引当金繰入額582百万円）を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当行グループは、連結される子会社である新生フィナンシャルや新生パーソナルローン、アプラス、アプラスインベストメントにおいて利息返還損失引当金を計上しており、その算出方法は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「2. 会計方針に関する事項 (13) 利息返還損失引当金の計上基準」に記載しております。

近時では過払利息返還の対象となる母集団の口座数の減少や債務者等の代理人となる弁護士事務所及び司法書士事務所の広報活動の減少により、グレーゾーン金利に関する取引履歴開示請求の件数や利息返還額は過去のピークを大きく下回って安定的に推移しており、将来の予想を加味した見積りにより過払利息返還に係る追加的な損失の発生は限定的となるものと認識しております。他方、利息返還損失引当金は、過去の実績を基礎として、口座数が時効の到来によりどの程度減少するかや過去の介入率、和解率、返還請求件数、1口座当たりの返還請求金額等についての将来の遷移を見積って算定しており、現時点での予想と異なる将来の環境変化等が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において利息返還損失引当金は増減する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く）は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）
株式	6,734
出資金	9,378

（注）株式のうち、共同支配企業に対する投資の金額は、4,689百万円であります。

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは1,585百万円であります。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	24,908百万円
危険債権額	25,140百万円
三月以上延滞債権額	577百万円
貸出条件緩和債権額	71,331百万円
合計額	121,957百万円

また、上記のほか、割賦売掛金については次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,574百万円
危険債権額	1,374百万円
三月以上延滞債権額	722百万円
貸出条件緩和債権額	2,987百万円
合計額	10,658百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は617百万円であります。
5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出債権の元本の当連結会計年度末残高の総額は、6,913百万円であります。また、原債務者に対する貸出債権として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、12,309百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	10百万円
金銭の信託	3,149百万円
有価証券	271,282百万円
貸出金	671,639百万円
割賦売掛金	178,727百万円
リース債権及びリース投資資産	8,104百万円
有形リース資産	1,006百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,249百万円
債券貸借取引受入担保金	220,099百万円
借入金	238,374百万円
社債	163,150百万円
その他負債	9百万円
支払承諾	111百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券857百万円を差し入れております。

また、連結貸借対照表上の「その他資産」には、先物取引差入証拠金1,991百万円、保証金8,222百万円、金融商品等差入担保金119,158百万円及び全銀ネット差入担保金40,000百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,749,245百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,337,638百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 73,200百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 24百万円

10. 「有形リース資産」及び「無形リース資産」は、貸手側のオペレーティング・リース取引に係るリース資産であります。

11. ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定6,476百万円が含まれております。

12. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産の「のれん」として表示しております。

相殺前の金額は、次のとおりであります。

のれん	12,375百万円
負ののれん	1,630百万円
差引額	10,745百万円

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,880百万円であります。

14. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額は20百万円であります。

15. 連結される子会社における営業取引としての偶発債務（動産引取予約）は1,851百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他業務収益」には、リース収入76,891百万円及び割賦収入49,720百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常収益」には、金銭の信託運用益3,399百万円を含んでおります。
3. 「その他業務費用」には、リース原価68,489百万円及び賃貸資産処分原価11,502百万円を含んでおります。
4. 「その他の営業経費」には、人件費64,554百万円を含んでおります。
5. 「のれん減損損失」及び「その他の減損損失」には、当行グループの以下の資産に係る減損損失を含んでおります。

場 所	用 途	種 類	金額（百万円）
東京都・福岡県・愛知県等	支店店舗等	建物	778
東京都・大阪府	システム関連資産等	その他の有形固定資産及びソフトウェア	298
香港	システム関連資産等	建物、その他の有形固定資産及びソフトウェア	604
—	—	のれん	230
計			1,911

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

事業環境等を勘案し、個人業務において、当行及び一部の連結される子法人等では廃止を決定した店舗等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。また、利用及び開発を中止したソフトウェア等のシステム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

海外事業においては、香港で貸金業に係る上限金利の引下げが行われることに伴い、関連する事業の将来キャッシュ・フローを見直した結果、当該香港の海外事業に係るのれん、建物、その他の有形固定資産及びソフトウェアの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、回収可能価額を零とし、のれんの未償却残高全額とのれん以外の固定資産の帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは778百万円、その他の有形固定資産に関するものは155百万円、ソフトウェアに関するものは746百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	259,034	—	54,000	205,034	(注) 1
合計	259,034	—	54,000	205,034	
自己株式					
普通株式	53,802	1,130	54,043	889	(注) 2、3
合計	53,802	1,130	54,043	889	

(注) 1. 発行済株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株と譲渡制限付株式報酬制度の無償取得による増加0千株及び市場買付による増加1,130千株であります。

3. 自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少54,000千株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少43千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年 5月13日 取締役会	普通株式	2,462百万円	12.00円	2022年 3月31日	2022年 6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年 5月11日 取締役会	普通株式	2,449 百万円	利益剰余金	12.00円	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほかコンシューマーファイナンス業務及びコマーシャルファイナンス業務等、総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点をおくとともに、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社、子法人等及び関連法人等においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 金融資産

当行グループが保有する金融資産については以下のようなリスクに晒されております。

(貸出金)

主に国内の法人顧客やリテールファイナンス業務における個人顧客に対する営業貸付金であり、顧客の契約上の債務不履行によって損失がもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

2023年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約18%であります。また、不動産業分野の占める割合は約13%であります。そのうち約2割はノンリコースローンであります。

(有価証券)

主に債券、株式のほか、外国証券、組合等出資金に対する投資であり、金利リスク、為替リスク、債券及び株式市場の価格変動リスク等による影響を受けるほか、さらに、発行体の信用格付の格下げもしくはデフォルト等による信用リスクに晒されております。

(買入金銭債権、金銭の信託)

当行のクレジットトレーディングや証券化業務における、住宅ローン、不良債権、売掛債権等の多様な金融資産に対する投資であり、最終的にはこれを回収、売却もしくは証券化することを目的としております。これらの金融資産から得られる収益が予想より少ない場合には当行グループの損益及び財政面に悪影響を与える可能性があります。また、これらの金融資産の市場規模及び価格の変動によって投資活動の結果が大きく変動するリスクがあります。

(割賦売掛金、リース債権及びリース投資資産)

連結される子会社、子法人等の保有する割賦売掛金並びにリース債権及びリース投資資産は、貸出金と同様、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

② 金融負債

当行グループの主な金融負債は預金であり、金利リスクのほか、信用力の低下等により、必要な資金を調達できなくなる、又は、通常より高い資金調達コスト負担を強いられる等の資金流動性リスクに晒されております。

また、当行では、定期預金を重要な資産負債管理手段として活用することで、資金調達における年限の多様化、及び再調達期日の分散化に努めております。また、インターバンクの資金調達だけに頼らずに、コアとなるリテール預金や法人預金及び資本によって、資金調達を賄うことを目標としております。

③ デリバティブ取引

当行グループの行っているデリバティブ取引は以下のとおりであり、顧客のニーズに対応した商品提供のための対顧客取引及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、ALM目的の取引、ヘッジ取引等のために行っております。

(イ) 金利関連	金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
(ロ) 通貨関連	通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
(ハ) 株式関連	株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
(ニ) 債券関連	債券先物、債券先物オプション
(ホ) クレジット・デリバティブ	クレジット・デフォルト・オプション等

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

- (イ) 市場リスク 取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引固有のボラティリティ等の変動によって損失を被るリスク
- (ロ) 信用リスク 取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスク
- (ハ) 流動性リスク 所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスク

また、デリバティブ取引によるリスクの削減効果をより適切に連結計算書類に反映するために、当行グループの資産・負債をヘッジ対象とし、金利スワップ及び通貨スワップ等をヘッジ手段とするヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループの信用リスク管理では、リスクに対する十分なリターンを確保し、特定の業種又は特定の顧客グループへの過度の集中を避け、クレジットポートフォリオについて最悪のシナリオに基づく潜在的な損失を認識しつつ管理することに重点を置いております。

当行法人向け業務の信用リスク管理の具体的な指針につきましては各種社内規程体系に定めており、管理の体系は個別案件の信用リスク管理とポートフォリオベースの信用リスク管理に大別されます。

個別案件の信用リスク管理については、案件与信額、取引先のグループ企業に対する総与信額及び格付等に応じて、決裁権限レベルを定めており、営業推進担当と審査担当の権限者による一致によってのみ決裁され、審査担当に拒否権がある体系となっております。

ポートフォリオベースの信用リスク管理では、業種や格付、顧客グループにおいてリスクが分散されるように、セグメント別のリスクの分散状況及び取引先の格付変動要因をモニタリングするとともに、四半期毎にグループリスクポリシー委員会に対して包括的な報告を行っております。

与信案件の信用リスクについては、信用ランク別デフォルト率やデフォルト時損失率、非期待損失率に基づき、計量化しております。取引相手の信用リスクを削減するために、担保・保証等により保全し、年1回以上の頻度で評価の見直しを行っております。

また、デリバティブ取引等の市場取引に伴う準与信のリスクについては、公正価値と将来の価値変動の推定をベースとして管理しており、デリバティブ取引の評価に反映させております。

一方、コンシューマーファイナンス業務の信用リスク管理に関しては、各グループ会社のリスク管理部門が、信用コストの悪化傾向を早期に把握し改善するため、初期与信の精度、ポートフォリオの質、債権回収のパフォーマンスに分けて、それぞれの先行指標を毎月モニタリングし、悪化傾向がある場合は、速やかに改善するアクションを実施しております。

また、リスク戦略は単に損失を回避するのではなく適切なリスクとリターンのバランスを取るような戦略を実施しております。

このようなリスク戦略を適切に行うため、当行のグループ個人業務リスク管理部は、月次でリスクパフォーマンスレビューを開催し、これらの各先行指標等を分析及び評価し、リスク管理に関する方針・戦略について各グループ会社のリスク管理責任者と協議し、必要な施策を実施しております。

更に、当ビジネスのパフォーマンスについては、四半期毎にグループリスクポリシー委員会に対して報告を行っております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクを指し、当行グループでは、資産・負債をトレーディング業務及びバンキング業務に分類し、市場取引統轄委員会でトレーディング業務、バンキング勘定における市場性の有価証券取引及びデリバティブ取引（以下、「証券投資業務」という。）のレビュー及び意思決定を行っており、グループALM委員会で主としてバンキング業務の資産・負債管理に係るレビュー及び意思決定を行っております。

トレーディング業務及び証券投資業務のバリュー・アット・リスク（以下、「VaR」という。）等の限度枠は、「トレーディング業務におけるリスク管理ポリシー」に基づきグループリスクポリシー委員会により承認されます。市場取引統轄委員会は月次で実施され、フロントオフィスやグループ統合リスク管理部からの報告に基づきレビューを行っております。

また、金利感応度を有するバンキング業務の資産・負債の金利リスク管理は、「グループALMポリシー」に基づきグループALM委員会により運営されております。

グループ統合リスク管理部は、トレーディング及びバンキング業務における市場リスクを適切にモニタリング及び報告する責任を負い、経営層、管理部門及びフロントオフィスに対して、リスク情報の報告に加え、定期的なリスク分析及び提案を行っております。トレーディング業務の業務執行は市場金融部、証券投資業務は証券投資部が行い、バンキング業務に起因するバランスシートの運営はグループトレジャリー部が行っております。

当行グループでは市場リスクを日次で定量化し、市場状況に応じてリスク調整を行うことでリスク管理を行っております。

市場リスクに係る定量的情報は次のとおりであります。

（イ）トレーディング業務の市場リスク量

当行グループでは、トレーディング業務における市場リスクの定量分析にVaRを利用しております。VaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（原則として、保有期間10日、信頼水準99%、観測期間250営業日）を採用しております。

2023年3月31日現在で当行グループのトレーディング業務のVaRは、全体で726百万円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

（ロ）バンキング業務の市場リスク量

当行グループでは、証券投資業務の市場リスクの定量分析にはトレーディング業務と同様にVaRを利用しており、算定方法も原則としてトレーディング業務にて採用している方法と同じであります。

2023年3月31日現在で当行グループの証券投資業務のVaRは、16,124百万円であります。

また、当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン及び買入手形」、「買現先勘定」、「債券貸借取引支払保証金」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」のうちトレーディング業務以外に分類される債券、「貸出金」、「リース債権及びリース投資資産」、「割賦売掛金」、「預金」、「譲渡性預金」、「コールマネー及び売渡手形」、「売現先勘定」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「短期社債」、「社債」、「デリバティブ取引」のうちトレーディング業務以外に分類される金利スワップ取引等であります。

当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債の金利変動リスクの定量的分析に、バーゼル規制における銀行勘定の金利リスク（IRRBB）にて定義される金利ショックシナリオに基づき算定された経済価値の変動額（以下、「 Δ EVE」という。）を利用しております。2023年3月31日現在の金利ショックシナリオ毎の Δ EVEについては、金利カーブ上方パラレルシフトの Δ EVEは73,385百万円の価値減少、下方パラレルシフトの Δ EVEは924百万円の価値減少、スティーピングシナリオの Δ EVEは44,851百万円の価値減少であります。

③ 流動性リスクの管理

資金流動性リスクについては、経営層によるレビュー及び意思決定機関であるグループALM委員会が、資金ギャップ枠及び最低資金流動性準備額を設定することにより、資金流動性リスクの管理を行っております。また、「資金流動性リスク管理ポリシー」に基づき、複数の流動性計測を行い、緊急時等において予測される資金ネット流出額累計値を上回る流動性準備額を確保する態勢としております。

市場流動性リスクについては、市場性商品の属性に鑑み、必要に応じて保有限度枠を設定しモニタリングを行っております。また、トレーディング勘定においては、市場流動性に係るコストを月次で計測しており、デリバティブ取引の評価に際しては当該コストを反映させております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、並びにレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	12,342	12,342
特定取引資産	—	—	—	—
金銭の信託	—	6,160	152,570	158,731
有価証券	580,557	382,999	181,498	1,145,055
売買目的有価証券	—	—	0	0
其他有価証券	580,557	382,999	181,498	1,145,055
株式	8,796	2,465	—	11,262
国債	542,319	—	—	542,319
地方債	—	2,195	—	2,195
社債	—	46,298	108,066	154,364
外国証券 (*1)	29,440	141,687	72,846	243,974
その他 (*1)	—	190,352	585	190,937
資産計	580,557	389,159	346,411	1,316,128
デリバティブ取引 (*2) (*3)	△192	△29,850	△20,017	△50,060
金利関連	—	24,317	△13,196	11,120
通貨関連	—	△54,651	△6,821	△61,472
債券関連	△192	—	—	△192
クレジット・デリバティブ	—	483	—	483

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上表には含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は2,136百万円であります。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△54,218百万円であります。

なお、これらのヘッジ関係のうち「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。

(2) 時価で連結貸借対照表価表に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金、短期社債は短期間（１年以内）のものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	時価				連結 貸借対照表 計上額	差額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計		
買入金銭債権	—	—	25,868	25,868	25,894	△25
金銭の信託 (*1)	—	15,960	239,786	255,747	252,716	3,031
有価証券	121,966	—	232,125	354,092	354,871	△779
満期保有目的の債券	121,966	—	232,125	354,092	354,871	△779
国債	119,063	—	—	119,063	119,932	△869
外国証券	2,903	—	232,125	235,028	234,938	89
貸出金 (*2)	—	3,526,292	3,308,476	6,834,769	6,819,315	15,453
割賦売掛金 (*3)	—	137,541	917,114	1,054,655	1,041,564	13,090
リース債権及びリース投資資産 (*4)	—	5,179	210,746	215,926	204,326	11,599
資産計	121,966	3,684,973	4,934,118	8,741,059	8,698,688	42,370
預金	—	6,485,495	1,363,211	7,848,707	7,853,464	4,757
譲渡性預金	—	—	2,128,953	2,128,953	2,128,833	△120
借入金	—	2,522	603,833	606,356	607,092	736
社債	—	366,804	—	366,804	367,071	266
負債計	—	6,854,823	4,095,998	10,950,821	10,956,461	5,639

区分	時価				契約額等
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	
その他 債務保証契約 (*5)	—	146	759	905	842,797

(*1) 金銭の信託に対する貸倒引当金を2,028百万円控除しております。

(*2) 貸出金に対応する貸倒引当金を69,487百万円控除しております。貸出金のうち、連結される子会社及び子法人等が保有する消費者金融債権について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、30,569百万円の利息返還損失引当金を計上しておりますが、当該引当金の一部には、将来貸出金に充当される可能性のあるものが含まれております。

(*3) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延を15,279百万円、貸倒引当金を18,123百万円控除しております。

(*4) リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を1,077百万円控除しております。リース投資資産については、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る見積残存価額を5,598百万円控除しております。

(*5) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品は、取引金融機関から提示された価格をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

その他の取引については、主に貸出金と同様の方法等により算定した価額をもって時価とし、また、債権の性質上短期のものについては、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

特定取引資産

特定取引目的で保有する債券等の有価証券については、市場価格、取引金融機関から提示された価格又は現在価値技法によって算定した価格によっております。

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に社債がこれに含まれます。

金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、現在価値技法等によって算定した価格を時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に外国債券がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、主にレベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

証券化商品は、主に独立した第三者等から入手する評価をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、満期保有目的の債券及びその他有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものについては約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものについては連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等（担保考慮後）の信用リスク、その他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

なお、住宅ローンについては、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の新規貸出を行った場合に想定されるスプレッドを加味した割引率により割り引いて時価を算定しております。

また、消費者金融債権については、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位毎に、実績元利回収率を基に見積ったキャッシュ・フローを、業界団体等より公表されている指標を考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位毎に、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、リース対象資産の商品分類等に基づく単位毎に、主として約定キャッシュ・フローを、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した割引率により割り引いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

当座預金、普通預金等、預入期間の定めがない要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）の時価とみなしております。

また、その他の預金で預入期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額の時価としております。

定期預金及び譲渡性預金については、満期までの約定キャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の預金を新規に受け入れた場合に想定されるスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、固定金利によるものについては、約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、変動金利によるものについては、連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、当行及び連結される子会社及び子法人等の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額の時価としております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

社債

公募債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所等における最終の価格をもって時価としております。

店頭取引については、主に金利や為替レート、ボラティリティ等をインプットとし、現在価値技法やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。

またデリバティブ取引の評価には、流動性リスク、取引相手方に関する信用リスク調整（以下、「CVA」という。）及び、当行に関する信用リスク調整（以下、「DVA」という。）を反映させております。CVA・DVAの計算においては、市場で観察されたCDSスプレッドもしくは、推定したスプレッドから算出される倒産確率を考慮しております。取引相手との担保差入による信用リスク軽減、また各契約のネットティング効果によるリスク軽減も考慮しております。

時価のレベル分類については、取引所取引は主にレベル1の時価に、店頭取引は観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価としております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮し調整した将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

(追加情報)

(時価の算定に係るインプットの一部の変更)

当行グループは、SBIグループにおける金融商品の時価の算定に係るインプットの統一を図る見直しの結果、当連結会計年度末において、当行グループの時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品のうち、貸出金、割賦売掛金、リース債権及びリース投資資産、債務保証契約（以下、「貸出金等」という。）の時価の算定に用いるインプットの一部を変更しております。

当該貸出金等の時価の算定で用いる現在価値技法において、キャッシュ・フロー又は割引率は、市場参加者が要求するリスク・プレミアムを含めるよう調整し見積っております。当連結会計年度末より、当該調整に関してSBIグループにおいて統一的に定めた方針により行うこととし、他の市場参加者が用いるであろう市場で観測されるデータ等の入手可能な情報を追加的に考慮しております。

この結果、当連結会計年度末の時価への影響は、貸出金が72,322百万円減少、割賦売掛金が25,963百万円減少、リース債権及びリース投資資産が2,368百万円減少、債務保証契約が47,832百万円減少となっております。なお、当該変更は時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品に関連するものであり、連結貸借対照表及び連結損益計算書への影響はありません。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
買入金銭債権	現在価値技法	期限前償還率	0.1%－14.2%	0.6%
		倒産確率	0.4%－0.7%	0.4%
		回収率	0.0%－30.0%	1.0%
		割引率	0.8%－16.9%	1.3%
金銭の信託	現在価値技法	期限前償還率	0.0%－27.5%	6.5%
		倒産確率	0.0%－2.0%	1.4%
		回収率	30.0%－100.0%	86.9%
		割引率	0.3%－19.4%	1.0%
有価証券				
その他有価証券	現在価値技法	期限前償還率	0.0%－21.9%	18.8%
		倒産確率	0.0%－2.6%	1.8%
		回収率	0.0%－100.0%	69.1%
		割引率	0.6%－8.6%	1.4%
デリバティブ取引				
金利関連	現在価値技法 オプション評価モデル	金利間相関係数	29.0%－85.0%	—
		金利為替間相関係数	8.0%－38.0%	—
		回収率	35.0%－74.0%	—
通貨関連	現在価値技法	回収率	35.0%－74.0%	—

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2023年3月31日)

(単位：百万円)

区分	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益 (*1)
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上					
買入金銭債権	9,550	61	△57	2,787	—	—	12,342	△39
特定取引資産	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	159,948	1,219	1,499	△10,096	—	—	152,570	△20
有価証券	186,136	5,309	990	△10,938	—	—	181,498	—
資産計	355,635	6,590	2,433	△18,247	—	—	346,411	△60
デリバティブ取引	4,527	△22,277	—	△2,267	—	—	△20,017	△24,996
金利関連	10,508	△21,180	—	△2,524	—	—	△13,196	△23,318
通貨関連	△5,980	△1,097	—	256	—	—	△6,821	△1,678

(*1) 連結損益計算書に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはミドル部門にて時価の算定に関する方針、及び手続を定めており、これに沿ってフロント部門が時価評価モデルを策定しております。算定された時価は、ミドル部門にて、時価の算定に用いられた時価評価モデル及びインプットの妥当性を確認しております。またミドル部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

期限前償還率

期限前償還率は、元本の期限前償還が発生すると予想される割合であり、過去の期限前償還の実績をもとに算定した推計値です。一般的に、期限前償還率の大幅な変動は、金融商品の契約条件に応じて、時価の著しい上昇または下落を生じさせます。

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

回収率

回収率は、債務不履行の際に回収される契約上の支払いの割合の推定値であります。一般に、回収率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

割引率

割引率は、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し、市場参加者が必要とするリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

相関係数

相関係数は、2 種変数間の変動の関係性を示す指標であります。相関係数の著しい変動は、原資産の性質に応じて、デリバティブの時価の著しい上昇（下落）を生じさせる可能性があります。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額 (2023年3月31日)
① 市場価格のない株式等 (*1) (*3)	35,248
② 組合出資金等 (*2) (*3)	35,478
合計	70,727

(*1) 市場価格のない株式等には、非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金等には、匿名組合、投資事業組合への出資金等が含まれ、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 当連結会計年度において、市場価格のない株式等について100百万円、組合出資金等について656百万円の減損処理を行っております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	1,988,277	—	—	—
コールローン及び買入手形	28,302	—	—	—
買入金銭債権	14,772	1,402	7,089	14,839
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	47,898	307,005
うち国債	—	—	45,000	75,000
その他	—	—	2,898	232,005
その他有価証券のうち満期があるもの	555,754	49,914	57,224	273,948
うち国債	521,800	—	—	21,000
地方債	—	—	2,200	—
社債	30,454	27,323	41,967	57,387
その他	3,500	22,590	13,057	195,560
貸出金	1,734,801	1,618,767	1,196,951	2,290,132
割賦売掛金	223,156	314,004	218,982	284,394
リース債権及びリース投資資産	53,581	85,681	43,182	26,019
合計	4,598,646	2,069,771	1,571,329	3,196,340

(注) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

(注5) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	7,277,585	341,427	119,515	114,937
譲渡性預金	2,126,633	2,200	—	—
コールマネー及び売渡手形	7,648	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	220,099	—	—	—
借入金	176,852	160,537	205,782	63,919
短期社債	33,500	—	—	—
社債	80,000	255,672	—	31,398
合計	9,922,319	759,837	325,297	210,255

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—
売買目的の買入金銭債権	△45

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	34,945	35,047	101
	外国証券	144,877	146,017	1,139
	小計	179,823	181,065	1,241
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	84,987	84,016	△971
	外国証券	90,061	89,010	△1,050
	小計	175,048	173,026	△2,021
合計		354,871	354,092	△779

3. その他有価証券 (2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	10,658	5,184	5,474
	債券	183,823	183,253	570
	国債	170,232	170,227	4
	地方債	—	—	—
	社債	13,591	13,025	566
	その他	212,822	210,849	1,972
	外国証券	45,924	45,113	810
	その他	166,898	165,735	1,162
	小計	407,304	399,286	8,017
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	604	642	△38
	債券	515,056	518,311	△3,255
	国債	372,087	372,578	△490
	地方債	2,195	2,200	△4
	社債	140,772	143,533	△2,760
	その他	236,388	261,257	△24,868
	外国証券	199,244	223,290	△24,046
	その他	37,144	37,966	△822
	小計	752,049	780,211	△28,162
合計		1,159,353	1,179,498	△20,145

(注) 連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	
その他有価証券	△20,145
投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券等	761
その他の金銭の信託	△1,033
(△) 繰延税金負債	334
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△20,751
(△) 非支配株主持分相当額	33
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち 親会社持分相当額	△26
その他有価証券評価差額金	△20,811

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,488	1,267	—
債券	404,045	320	594
国債	379,866	319	551
地方債	12,017	0	36
社債	12,160	—	6
その他	132,781	327	1,930
外国証券	132,781	327	1,930
その他	—	—	—
合計	538,314	1,915	2,525

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

当連結会計年度における減損処理額は1百万円 (株式1百万円) であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の債務者区分毎に次のとおり定めております。なお、債務者区分の定義は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「2. 会計方針に関する事項(7) 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2023年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,179	18

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2023年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2023年3月31日現在)

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの (百万円)
その他の金銭の 信託	410,296	411,330	△1,033	280	△1,314

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

報告セグメントごとの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	法人業務					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	昭和リース	市場営業	その他 金融市場
役務取引等収益 (*1) (*5)	805	2,405	928	1,225	36	1,046
その他業務収益 (*2) (*5)	327	30	168	6,662	615	—
顧客との契約から 生じる経常収益	1,132	2,436	1,097	7,888	652	1,046
上記以外の経常収益 (*3) (*5)	37,103	96,043	8,860	98,000	6,483	78
外部顧客に対する 経常収益	38,236	98,480	9,957	105,589	7,135	1,125

	個人業務				海外事業／トレジャリー／その他			合計
	リテールバン キング	コンシューマーファイナンス			海外事業	トレジャリー	その他(*4)	
		新生フィナ ンシャル	アプラス	その他個人				
役務取引等収益 (※1) (※5)	10,425	1,780	15,870	608	12	18	△1,006	34,158
その他業務収益 (※2) (※5)	—	—	14,953	89	—	1,662	△2,472	22,037
顧客との契約から 生じる経常収益	10,425	1,780	30,823	698	12	1,681	△3,479	56,195
上記以外の経常収益 (※3) (※5)	19,761	71,876	54,407	3,488	29,589	13,290	△73,325	365,657
外部顧客に対する 経常収益	30,187	73,657	85,230	4,186	29,602	14,971	△76,805	421,853

(*1) 顧客との契約から生じる役務取引等収益は主として、リテールバンキングセグメントにおける投資信託や保険商品の販売に係る手数料収入及びアプラスセグメントのペイメント事業における集金代行収入であります。

(*2) 顧客との契約から生じるその他業務収益は主として、昭和リースセグメントにおける中古建設機械等の売却収入及びアプラスセグメントのカード事業における代行手数料収入や年会費収入であります。

(*3) 主として、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）の適用範囲に含まれる金融商品に係る取引及び「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の適用範囲に含まれるリース取引等における収益が含まれております。

(*4) 『海外事業／トレジャリー／その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない収益及びセグメント間取引消去額等が含まれております。

(*5) 各報告セグメントに関連する収益については、合理的な配賦基準に基づき各報告セグメントに配賦しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」「2. 会計方針に関する事項 (15) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,184百万円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,267百万円
契約負債 (期首残高)	1,390百万円
契約負債 (期末残高)	1,745百万円

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「その他の資産」に、契約負債は「その他の負債」にそれぞれ計上しております。

契約負債には主として、アプラスセグメントのカード事業における年会費収入のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高が含まれております。

なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額並びに過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当行グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格について当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない変動対価の額等の重要な金額はありません。

(企業結合等関係)

吸収分割による事業の承継

当行の連結される子会社である新生フィナンシャル株式会社は、2022年5月1日にPayPayカード株式会社（旧ワイジェイカード株式会社）のクレジット事業の一部、及びローン事業の一部並びに保証事業（以下、「対象事業」という。）を吸収分割の方法により承継いたしました。なお、新生フィナンシャル株式会社より、同日付で対象事業の一部について、当行の連結される子会社である株式会社アプラスインベストメントは吸収分割の方法により承継いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 吸収分割会社の名称及びその事業の内容

吸収分割会社の名称	PayPayカード株式会社（旧ワイジェイカード株式会社）
事業の内容	クレジット事業の一部 ローン事業の一部 保証事業

(2) 企業結合を行うことになった主な目的

本吸収分割により収益拡大を図るためであります。

(3) 企業結合日

2022年5月1日

(4) 企業結合の法的形式

PayPayカード株式会社（旧ワイジェイカード株式会社）を吸収分割会社とし新生フィナンシャル株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った根拠

新生フィナンシャル株式会社が現金を対価としてPayPayカード株式会社（旧ワイジェイカード株式会社）の対象事業を承継したことによるものであります。

2. 当連結会計年度に係る連結計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間

2022年5月1日から2023年3月31日まで

3. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	4,596百万円
取得原価		4,596百万円

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用 10百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び期間

(1) 発生したのれんの金額

1,340百万円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開から期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額	資産合計	9,674百万円
	うち、貸出金	4,637百万円
	うち、割賦売掛金	4,461百万円
(2) 負債の額	負債合計	6,418百万円
	うち、利息返還損失引当金	5,099百万円

事業譲受による事業の承継

当行の連結される子会社であるUDC Finance Limitedは、2022年6月13日付でGiltrap Group Holdings Limitedとその

ファイナンス子会社であるEuro Rate Finance Limited、European Wholesale Finance Limited及びEuropean Financial Services Limitedとの間で営業資産売買契約（Agreement for Sale and Purchase of Business Assets）を締結するとともに、同日付でGiltrap Group Holdings Limitedと戦略的業務提携契約（Strategic Partnership Agreement）を締結し、これらの契約に基づき、2022年8月31日、同社グループの一部事業の譲受（以下、「本譲受」という。）手続を完了いたしました。

1. 企業結合の概要

（1）相手企業の名称及びその事業の内容

相手企業の名称	Giltrap Group Holdings Limited
	Euro Rate Finance Limited
	European Wholesale Finance Limited
	European Financial Services Limited
事業の内容	自動車販売金融事業

（2）事業譲受を行った主な理由

本譲受により収益拡大を図るためです。

（3）事業譲受日

2022年8月31日

（4）企業結合の法的形式

営業資産売買及び戦略的業務提携

なお、上記契約に基づき譲り受けた事業が、国際財務報告基準（IFRS）第3号「企業結合」における事業の定義を満たすことから、IFRS第3号「企業結合」に基づく取得法により会計処理しております。

（5）事業譲受後企業の名称

事業譲受後企業の名称に変更はありません。

（6）取得企業を決定するに至った根拠

UDC Finance Limitedが現金を対価として事業を譲り受けることによります。

2. 当連結会計年度に係る連結計算書類に含まれる譲受事業の業績の期間

取得企業である当行の連結される子会社のUDC Finance Limitedの決算日は12月31日であり、連結決算日と3カ月異なっております。このため、2022年9月1日から2022年12月31日までの業績が含まれております。

3. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（注）	現金	13,740百万円（161百万ニュージーランドドル）
取得原価		13,740百万円（161百万ニュージーランドドル）

（注）取得の対価には条件付取得対価（公正価値）が含まれております。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 152百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

（1）発生したのれん

1,375百万円

（2）発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

（3）償却方法及び償却期間

9年間にわたる均等償却

6. 事業譲受日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

（1）資産の額	資産合計	12,536百万円
	うち、割賦売掛金	9,779百万円
	うち、リース債権及びリース投資資産	2,220百万円
（2）負債の額	負債合計	171百万円

7. 営業資産売買契約及び戦略的業務提携契約に定められた条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針

契約に基づき、取得事業における将来の新規融資実行の実績等に応じて、追加の受払いをすることとしております。

却額及び負ののれん発生益を修正することとしております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	4,712円33銭
-----------	-----------

1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	209円47銭
------------------------	---------

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション等に係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

その他の営業経費 84百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当行

① スtock・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプション

該当ありません。

② スtock・オプションの規模及びその変動状況

該当ありません。

3. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式の内容

	2019年4月19日付与
付与対象者の区分及び人数	当行執行役員及びグループ本社チーフオフィサー、並びにシニアオフィサー 35名
付与数	普通株式 36,886株
付与日	2019年4月19日
勤務対象期間	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
譲渡制限期間	自 2019年4月19日 至 2022年4月18日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象執行役員等が、譲渡制限期間満了時までに当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象執行役員等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,599円

	2019年7月18日付与
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く取締役） 2名
付与数	普通株式 12,232株
付与日	2019年7月18日
勤務対象期間	自 2019年6月19日 至 第20期定時株主総会開催日
譲渡制限期間	自 2019年7月18日 至 2022年7月17日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象取締役が、譲渡制限期間満了時までに当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,635円

	2020年5月8日付与
付与対象者の区分及び人数	当行執行役員及びグループ本社チーフオフィサー、並びにシニアオフィサー 34名
付与数	普通株式 37,392株
付与日	2020年5月8日
勤務対象期間	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
譲渡制限期間	自 2020年5月8日 至 2023年5月7日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象執行役員等が、譲渡制限期間満了時までに当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象執行役員等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,524円

	2020年7月16日付与
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を含む取締役） 7名
付与数	普通株式 24,629株
付与日	2020年7月16日
勤務対象期間	自 2020年6月17日 至 第21期定時株主総会開催日
譲渡制限期間	自 2020年7月16日 至 2023年7月15日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象取締役が、譲渡制限期間満了時までに当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,421円

	2021年4月23日付与
付与対象者の区分及び人数	当行執行役員及びグループ本社チーフオフィサー、並びにシニアオフィサー 37名
付与数	普通株式 32,338株
付与日	2021年4月23日
勤務対象期間	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
譲渡制限期間	自 2021年4月23日 至 2024年4月22日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象執行役員等が、譲渡制限期間満了時までに当行または当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象執行役員等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,931円

	2021年7月21日付与
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を含む取締役）及びグループ本社チーフオフィサー 8名
付与数	普通株式 23,184株
付与日	2021年7月21日
勤務対象期間	自 2021年6月23日 至 第22期定時株主総会開催日 （グループ本社チーフオフィサーについては 至 2022年3月31日）
譲渡制限期間	自 2021年7月21日 至 2024年7月20日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象役員等が、譲渡制限期間満了時までに当行または当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,530円

	2022年7月22日付与
付与対象者の区分及び人数	当行常勤取締役及び社外取締役 9名
付与数	普通株式 17,786株
付与日	2022年7月22日
勤務対象期間	自 2022年6月22日 至 第23期定時株主総会開催日
譲渡制限期間	自 2022年7月22日 至 2025年7月21日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象取締役が、譲渡制限期間満了時までに当行または当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,967円

	2022年10月20日付与
付与対象者の区分及び人数	当行執行役員 31名
付与数	普通株式 25,882株
付与日	2022年10月20日
勤務対象期間	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
譲渡制限期間	自 2022年10月20日 至 2025年10月19日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象執行役員が、譲渡制限期間満了時までに当行または当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,960円

(2) 譲渡制限付株式の規模及びその変動状況

	2019年4月19日付与	2019年7月18日付与	2020年5月8日付与	2020年7月16日付与
譲渡制限解除前 (株)				
前連結会計年度末	36,886	4,281	37,392	4,926
付与	—	—	—	—
無償取得	861	—	—	—
譲渡制限解除	36,025	4,281	—	—
未解除残	—	—	37,392	4,926

	2021年4月23日付与	2021年7月21日付与	2022年7月22日付与	2022年10月20日付与
譲渡制限解除前 (株)				
前連結会計年度末	32,338	6,848	—	—
付与	—	—	17,786	25,882
無償取得	—	—	—	—
譲渡制限解除	—	1,960	—	—
未解除残	32,338	4,888	17,786	25,882

(重要な後発事象)

共通支配下の取引等（中間持株会社の設立）

当行及び当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社は、2023年3月23日に、当行の連結される子会社である新生企業投資株式会社（以下、「新生企業投資」という。）及びSBIホールディングス株式会社の連結される子会社（当行の兄弟会社）であるSBIインベストメント株式会社（以下、「SBIインベストメント」という。）の組織再編に係る契約を締結し、当該契約に基づき、2023年5月1日に共同株式移転により新たに中間持株会社としてSBI PEホールディングス株式会社（当行の兄弟会社）を設立いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

株式移転完全子会社

新生企業投資株式会社（事業の内容：プライベートエクイティ業務）

SBIインベストメント株式会社（事業の内容：ベンチャーキャピタル等の運用・管理）

(2) 企業結合日

2023年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

共同株式移転による中間持株会社の設立

(4) 結合後の企業の名称

SBI PEホールディングス株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

本株式移転は、パートナーとの共同ファンド運営等に強みを持つ新生企業投資及び、国内外のベンチャー企業への豊富な投資実績を有するSBIインベストメントを中間持株会社の傘下に移し、両社におけるシナジーを徹底的に追求することでSBIグループにおけるプライベートエクイティ事業の一層の強化を図るものです。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引（その他の複合金融商品に組み込まれたデリバティブのうち、組込対象である現物の金融資産・負債とは区分して管理し、区分処理している組込デリバティブを含む）については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券（債券）については、外国通貨による時価を決算日の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額を損益として処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～24年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。主な資産毎の償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年～10年（行内における利用可能期間）

のれん 10年

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

6. 繰延資産の処理方法

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定又は財務内容に問題があるなど、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー（以下、「将来キャッシュ・フロー」という。）を合理的に見積ることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該将来キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。なお、上記の方針に基づきキャッシュ・フロー見積法による引当を行っていた債務者が、その後要注意先となった場合にも、継続して当該方法により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債務者（正常先、要注意先、要管理先）に係る債権については、貸出金等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグルーピングを行っております。一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン及び個人向け商品については主として各々の債務者区分別の平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、プロジェクトファイナンスについては債務者区分別の平均残存期間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,744百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（9.68～11.54年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益のうち、主として、個人向けの金融取引・サービス事業における投資信託や保険商品の販売にかかる手数料収入については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

10. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

11. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

12. グループ通算制度の適用

当行を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

(追加情報)

当行は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下、「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、市場における取引価格が存在しない投資信託のうち投資信託財産が金融商品である投資信託の解約等に関して、市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合で、一定の要件に該当するものについては、基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金	29,906百万円
-------	-----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当行は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分（正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）を決定し、債務者区分に応じて、「重要な会計方針」の「7. 引当金の計上基準（1）貸倒引当金」に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響については、概ね収束しており、一部の債務者向けの貸出金等の信用リスクに対する影響についてもその範囲は縮小してきているものの、その影響はさらに数年度続くとの想定をしております。当事業年度末において、当該想定に基づき、債務者によってその程度は異なるものの、一部の債務者向けの貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。

こうした仮定のもと、不動産ノンリコースローン（当行の貸出金等に含まれる不動産ノンリコースローンの債務者区分は、対象不動産の評価に基づき決定しており、当該不動産の評価は収入、空室率、割引率等の仮定に基づき算定しております。）の対象不動産のうち、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を強く受けており、その影響が今後も数年度続くとの想定する対象不動産について、当事業年度末に、足許の状況を踏まえてホテル・商業施設からホテルに変更しております。当該想定に基づき、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を強く受けているホテルについて、直近の稼働状況等も踏まえて将来の収入等に係る推移予測を対象不動産の評価における仮定に反映しております。

また、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を受け業績悪化が継続している個別の債務者について、将来の経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性を評価し、債務者区分を決定するとともに、その債務者区分に応じた貸倒引当金を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響に加え、昨今の物価・為替・金利等の変動を含む経済環境の変化等の影響により業績悪化が生じた債務者のうち、キャッシュ・フロー見積法による引当を行っている破綻懸念先及び要管理先等の債務者については、将来キャッシュ・フローの見積りにあたり、事業計画等をもとにして必要な調整（将来の不確実性を反映させるための将来キャッシュ・フローの減額及び複数シナリオの設定等）を行い、貸倒引当金を算定しております。

このような債務者の経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性、将来キャッシュ・フローを含む業績見込は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響や昨今の物価・為替・金利等の変動を含む企業内外の経済環境等の変化による影響を受けるため、見積りの不確実性は高いものとなります。

従って、当事業年度末における貸倒引当金の計上金額は、現時点での最善の見積りであるものの、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金は増減する可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	394,731
出資金	19,534

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは1,585百万円であります。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,451百万円
危険債権額	12,307百万円
三月以上延滞債権額	363百万円
貸出条件緩和債権額	7,410百万円
合計額	21,532百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出債権の元本の期末残高の総額は、6,913百万円であります。また、原債務者に対する貸出債権として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、12,309百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	10百万円
金銭の信託	1,908百万円
有価証券	271,282百万円
貸出金	537,649百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,249百万円
債券貸借取引受入担保金	220,099百万円
借入金	175,167百万円
その他の負債	9百万円
支払承諾	111百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券857百万円を差し入れております。

また、「その他の資産」には、保証金7,221百万円及び全銀ネット差入担保金40,000百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,717,436百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,340,618百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 23,411百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 24百万円

9. ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定2,271百万円が含まれております。

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,880百万円であります。

11. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 20百万円

12. 関係会社に対する金銭債権総額 1,267,073百万円

13. 関係会社に対する金銭債務総額 189,764百万円

14. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は492百万円であります。

15. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△67,264百万円
年金資産（時価）	76,819百万円
未積立退職給付債務	9,554百万円
未認識数理計算上の差異	466百万円
貸借対照表計上額の純額	10,021百万円
前払年金費用	10,021百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	33,871百万円
役務取引等に係る収益総額	1,871百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	285百万円
その他の取引に係る収益総額	58百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	7百万円
役務取引等に係る費用総額	13,918百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	934百万円
その他の取引に係る費用総額	3,000百万円

2. 「その他の業務費用」は、投資事業組合等損失2,143百万円であります。

3. 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額133百万円及び雑損607百万円が含まれております。

4. 「その他の特別利益」は、関係会社株式売却益846百万円であります。

5. 「減損損失」は、以下の資産グループに係る減損損失であります。

場 所	用 途	種 類	金額（百万円）
福岡県、愛知県等	支店店舗等	建物及びその他の有形固定資産	836
東京都・大阪府等	システム関連資産	その他の有形固定資産及びソフトウェア	69
計			906

当行は管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

事業環境等を勘案し、個人業務において廃止を決定した店舗等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。また、利用及び開発を中止したソフトウェア等のシステム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは702百万円、その他の有形固定資産に関するものは146百万円、ソフトウェアに関するものは57百万円であります。

6. 「その他の特別損失」は、関係会社株式及び出資金の評価損6,672百万円であります。

7. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末 残高
子会社・ 子法人等	(株) アプラス	所有 直接 100%	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	当座勘定貸越取引 (注1)	558,136	貸出金	575,000
				証書貸付の実行 (注1)	5,000		
				貸出金利息の受取 (注1)	1,391	未収収益	10
	新生フィナンシャル(株)	所有 直接 100%	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	当座勘定貸越取引 (注1)	119,614	貸出金	131,800
				貸出金利息の受取 (注1)	600	未収収益	28
				貸出金に対する被保証 (注2)	171,684	—	—
				保証料の支払 (注2)	13,036	未払費用	1,420
				代位弁済 (注2)	11,449	—	—
	昭和リース(株)	所有 直接 100%	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	当座勘定貸越取引 (注1)	23,374	貸出金	208,140
				証書貸付の実行 (注1)	291,710		
				証書貸付の回収 (注1)	215,627		
				貸出金利息の受取 (注1)	776	未収収益	23

(注1) 事業資金の貸出を行っております。市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。なお、当座勘定貸越取引の取引金額は期中平均残高で表示しております。

(注2) 当行の個人向け無担保ローン債権について、新生フィナンシャル(株)より保証を受けているものであります。市場実勢を勘案し、保証料率を合理的に決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	53,802	1,130	54,043	889	(注) 1、2
合計	53,802	1,130	54,043	889	

(注) 1. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株と譲渡制限付株式報酬制度の無償取得による増加0千株及び市場買付による増加1,130千株であります。

2. 自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少54,000千株と譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少43千株及び単元未満株式の売渡による減少0千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	34,945	35,047	101
	外国証券	144,877	146,017	1,139
	小計	179,823	181,065	1,241
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	84,987	84,016	△971
	外国証券	90,061	89,010	△1,050
	小計	175,048	173,026	△2,021
合計		354,871	354,092	△779

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2023年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で市場価格のあるものはありません。

なお、市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	394,080
関連法人等株式	651
合計	394,731

4. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	8,577	4,450	4,126
	債券	183,823	183,253	570
	国債	170,232	170,227	4
	地方債	—	—	—
	社債	13,591	13,025	566
	その他	212,822	210,849	1,972
	外国証券	45,924	45,113	810
	その他	166,898	165,735	1,162
	小計	405,223	398,553	6,670
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	493	510	△16
	債券	515,056	518,311	△3,255
	国債	372,087	372,578	△490
	地方債	2,195	2,200	△4
	社債	140,772	143,533	△2,760
	その他	236,328	261,197	△24,868
	外国証券	199,244	223,290	△24,046
	その他	37,084	37,906	△822
	小計	751,878	780,018	△28,140
合計		1,157,102	1,178,572	△21,470

（注1）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
市場価格のない株式等	12,849
組合出資金等	58,628

市場価格のない株式等及び組合出資金等については、それぞれ「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31項 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしていないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（注2）貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	
その他有価証券	△21,470
投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券	791
その他の金銭の信託	△1,040
（△）繰延税金負債	—
その他有価証券評価差額金	△21,719

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,337	1,190	—
債券	404,045	320	594
国債	379,866	319	551
地方債	12,017	0	36
社債	12,160	—	6
その他	132,781	327	1,930
外国証券	132,781	327	1,930
その他	—	—	—
合計	538,163	1,838	2,525

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表計上額とし、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は11百万円（株式11百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の債務者区分毎に次のとおり定めております。なお、債務者区分の定義は、「重要な会計方針」の「7. 引当金の計上基準（1）貸倒引当金」に記載のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4,689	△1,659

2. 満期保有目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	327,388	328,428	△1,040	273	△1,314

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

有価証券価格償却超過額	19,925	百万円
税務上の繰越欠損金（注2）	18,426	
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	10,009	
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	6,851	
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,278	
資産除去債務	2,469	
未払費用	981	
その他	6,611	
繰延税金資産小計	71,554	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△14,541	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△50,322	
評価性引当額小計（注1）	△64,863	
繰延税金資産合計	6,691	
繰延税金負債		
退職給付費用に係る一時差異	3,068	
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,194	
資産除去費用に係る一時差異	574	
繰延税金負債合計	4,837	
繰延税金資産の純額	1,853	百万円

（注1）前事業年度末と比較して評価性引当額が8,915百万円減少しております。この減少の主な要因は、繰越欠損金に関する評価性引当額の減少であります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (百万 円)	1年超 2年以内 (百万 円)	2年超 3年以内 (百万 円)	3年超 4年以内 (百万 円)	4年超 5年以内 (百万 円)	5年超 (百万 円)	合計 (百万 円)
税務上の繰越 欠損金（*1）	10,682	3,617	1,554	2,476	—	94	18,426
評価性引当額	△6,849	△3,617	△1,554	△2,476	—	△42	△14,541
繰延税金資産	3,832	—	—	—	—	52	(*2) 3,885

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（*2）税務上の繰越欠損金は、当行における過去の不良債権処理等により生じたものであり、当行を通算親会社とする通算グループ全体において収益力に基づく所得の発生が翌期に見込まれることから、その一部を回収可能と判断しております。なお、回収可能性の判断は、法人税と住民税及び事業税をそれぞれ区分して行っております。

当行は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額	4,391円76銭
1株当たり当期純利益金額	239円93銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。